

令和 7 年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 ここシェルジュ SAPPORO 運営業務 企画提案募集要領

1 事業名

令和 7 年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業
ここシェルジュ SAPPORO 運営業務

2 事業の概要

札幌市が設置する、女性が個々の希望する働き方を実現できるよう支援する窓口「ここシェルジュ SAPPORO」（以下「ここシェルジュ」という。）において、就労支援業務を実施する。

3 事業者の選定

札幌市は、企画提案方式により上記 2 に掲げる事業を実施する事業者を募集し、「令和 7 年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 ここシェルジュ SAPPORO 運営業務 企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査の上、1 事業者を選定する。

4 事業実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 参加資格要件

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。
- (2) 下記 11 に定める企画提案書を提出する時点において、職業安定法による有料職業紹介事業の許可を現に受けていること。
- (3) ここシェルジュにおいて全職種の有料職業紹介事業を行うことができるよう、「有料職業紹介事業変更届出書」を法定期限内に提出できることが確実であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）
- (7) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者
- (8) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (11) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しない者
- (12) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者
- (13) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (14) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

6 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

7 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先等は次のとおりとする。

(1) 提出先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

(2) 受付時間

平日8時45分～17時15分

8 主なスケジュール

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 公 示 | 1月6日(月) |
| (2) 事業実施に関する質問受付 | 1月6日(月)～1月9日(木)※12時 |
| (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 | 1月14日(火)※17時15分 |
| (4) 企画提案書の提出締切日 | 1月17日(金)※17時15分 |
| (5) 企画提案書の書面審査の実施 | 1月27日(月) |
| (6) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 2月5日(水) |
| (7) 契約候補者の発表 | 2月6日(木)以降 |
| (8) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

9 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問

企画提案への参加を希望する事業者からは、質問を受け付ける。

質問がある場合については、下記の期間に「質問書」（様式1）を提出すること。

ア 受付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月9日（木）12時まで

イ 提出先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階北側）

ウ 提出方法

電子メールで、質問書を受け付ける（電話や窓口での質問は受け付けない）。その際、件名は「ここシェルジュ SAPPORO 運営事業に係る質問書」とすること。

・電子メールアドレス：koyou@city.sapporo.jp

(2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、取りまとめの上、札幌市ホームページ上にも公表する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

10 企画提案参加意思確認書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書（様式2）を提出すること。提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、本事業に係る企画提案への参加は認めない。

(1) 提出期限

令和7年1月14日（火）17時15分まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参とする（受付時間：平日8時45分～17時15分）

(3) 提出先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階北側）

11 企画提案書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案書を提出すること。提出期限までに下記（5）に記載する必要書類を提出しない場合は、参加意思を取り下げたものとみなす。

(1) 提案内容

「令和7年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 ここシェルジュ SAPPORO 運営業務企画提案仕様書」のとおり。

(2) 提出方法

事前に連絡の上、直接持参すること（受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 15 分）。

(3) 提出期限

令和 7 年 1 月 17 日（金）17 時 15 分まで（必着）

(4) 提出先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階北側）

(5) 提出書類及び部数

ア 「企画提案提出書」（様式 3） 1 部

イ 企画提案書 12 部

（ア）A 4 判、片面印刷、20 ページ以内とすること（企画提案提出書、表紙、目次は除く）。

（イ）表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

（ウ）企画提案書の表紙には、提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の氏名、本提案責任者の氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

（エ）提案書と別に資料を提出することは認めない。

（オ）提案の内容は、原則企画提案仕様書「12 提案を求める事項」の順に記載すること。

ウ 「企画提案の概要」（様式 4） 1 部

A 4 判、片面 1 ページ以内に収まる簡潔な内容とし、文字は 9 ポイントで固定とする。電子データ（エクセルファイル）を電子メールでも提出すること。

・電子メール：koyou@city.sapporo.jp

(6) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取消は認めない。また、返却には応じないものとする。

(7) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本提案説明書、企画提案仕様書に従って作成されていない場合

ウ 下記 13 に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の事業者が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案を妨げた場合

(8) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式 5）を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

12 書類審査の実施

本事業に企画提案しようとする事業者が5者以上の場合は、「令和7年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業ここシェルジュ SAPPORO 運営業務企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、下記のとおり企画提案書の書類審査を行い、上位4者の企画提案を選定し、企画提案書提出事業者に通知するものとする。

ただし、審査の結果、4者に満たない場合もある。

（1）書類審査実施日

令和7年1月27日（月）

（2）書類審査内容

- ア 事業の理解度について（配点20点）
- イ 企画書の体裁について（配点10点）
- ウ 提案の実現性について（配点10点）
- エ 提案の妥当性について（配点10点）

（3）企画提案提出事業者への通知

書類審査を実施する場合に限り、1月24日（金）までに電子メールにて通知する。審査結果については1月31日（金）までに電話にて通知し、追って文書で通知する。

13 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、本市の指定する日時に、実施委員会に対し企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

（1）プレゼンテーション実施日（予定）

令和7年2月5日（水）（開始時間については、別途連絡する。）

（2）実施場所

札幌市役所12階 第5号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

（3）実施方法

- ア 出席者は1事業者あたり3名以内とする。
- イ 持ち時間は40分（説明15分、質疑25分）程度とし、札幌市の指示した時刻から、順次個別に行う。
- ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
- エ 事前に提出した企画提案書に基づいて提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンを使用した提案は認めないものとする。

14 企画提案審査の実施及び審査基準

- （1）実施委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた1事業者を契約候補者に選定する。
- （2）審査は、提出された企画提案書による審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- （3）審査に当たっては、企画提案項目に応じた配点と、企画提案全体に対する配点を行

う。評価に当たり、一部項目において重点加算方式を行う。

ア 審査に当たっては、次の事項を評価する。

(ア) 本事業を行うに当たっての基本的な考え方 (配点 10 点)

(イ) 事業の具体的な運営内容 (各支援メニューの内容) (配点 65 点)

(ウ) 広報・情報発信の手法 (配点 10 点)

(エ) その他 (実施スケジュール、運営体制、事業実績等) (配点 15 点)

イ 企画提案書の提出締切日時点において提案事業者が札幌 SDGs 企業登録制度の登録企業である場合は、本業務と SDGs との親和性を考慮し委員全員の合計評点に対して 5 点加点する。ただし、上記アの審査において満点評価となった提案事業者については加点しない。

ウ 同点の場合は、事業者の事業実績を評価する。それでもなお同水準の場合は、当該企画提案者を対象として、くじ引きにより選定する。

(4) 審査に当たっては、審査票の点数の 6 割を最低基準点と定め、総得点が最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。企画提案を行う事業者が 1 者であっても、最低基準を満たしている場合は、契約候補者とする。

15 選定結果の通知等

選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

(1) 通知日 (予定)

令和 7 年 2 月 6 日 (木) 以降

(2) 対象業務の委託

ア 原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後、契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果についての疑義の申立て

ア 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日 (札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。) 以内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、郵送や電子メール等によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して 5 日 (札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。) 以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は上記 11 に記載の提出先等と同じとする。

16 選定後の手続き等

(1) 契約候補者は、札幌市が指定する日までに以下の手続きを行うこと。手続きに要する経費は事業者の負担とする。

- ア 「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」の提出（任意）
 - イ 企画提案に基づいて実施するここシェルジュ運営事業に関する委託契約の締結
- (2) 上記(1)イに規定する契約書については、資料「契約書（案）」に基づいた内容とする。なお、委託契約の締結日は、別途札幌市から指示した日とする。

17 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

18 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、詳細は協議の上決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。
- (4) 本事業は札幌市議会において令和 7 年度予算案が可決された場合に実施する。